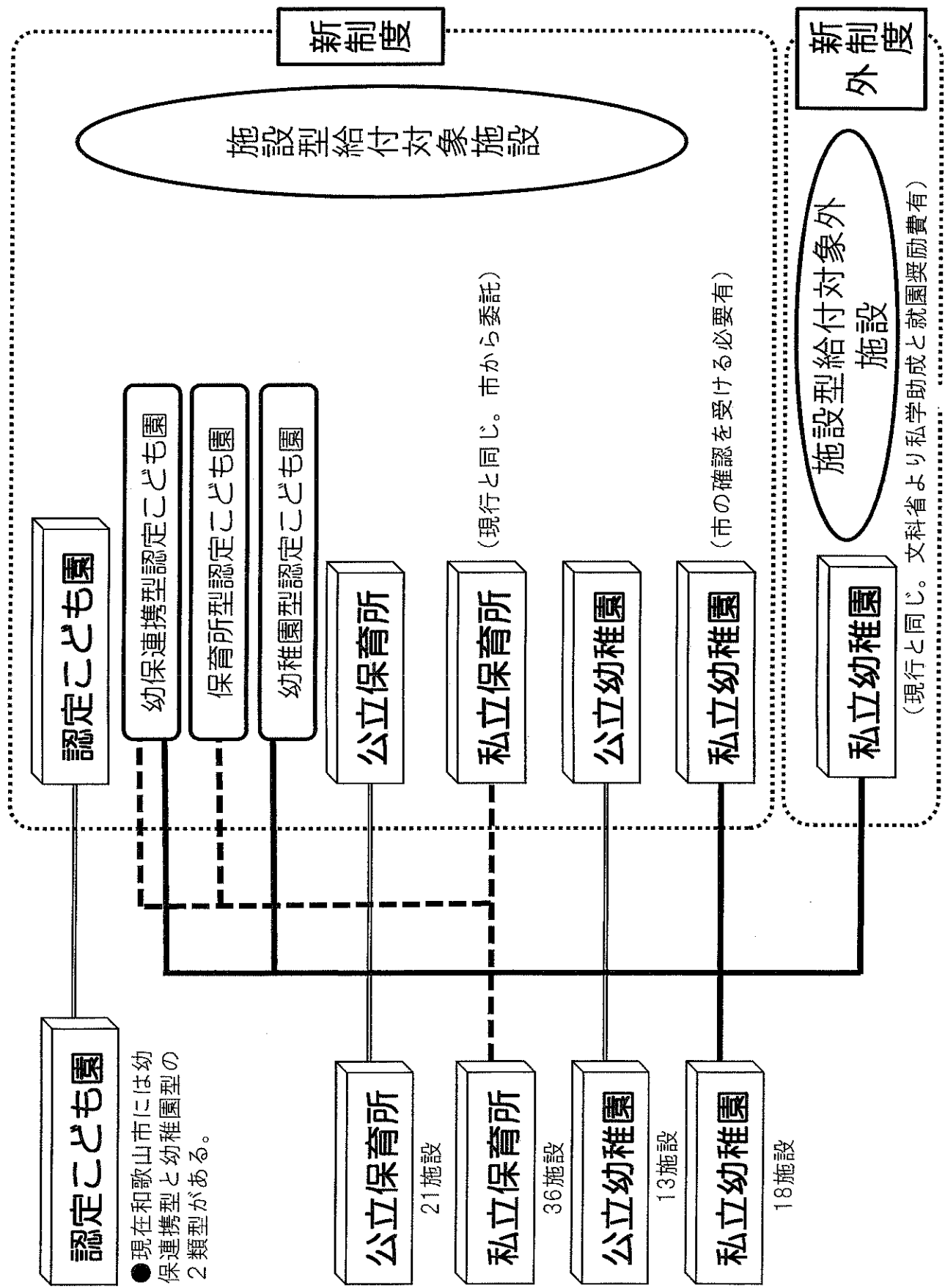


特定教育・保育施設及び 施設型給付を受けない幼稚園の保育料について

子ども・子育て支援新制度上での現行施設の移行方法



国が示す新制度の利用者負担の考え方

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付「施設型給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設の利用にあたって財政支援を保障する。
- 施設型給付費の基本構造
「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（公定価格）」から「政令で定める額を限度として市町村が定める額（利用者負担額）」を控除した額。
「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」
- 新制度における利用者負担については、世帯の所得その他の事情を勘案して定めること（応能負担）とされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
- 利用者の手続きに係る負担の軽減や実施主体である市町村の事務簡素化を図るため、新制度の利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては市町村民税額を基に行う。
（和歌山市では現在、幼稚園の就園奨励費は市民税所得割課税額を、保育所の保育料は所得税課税額を基に階層区分を設定している。）
- 国が定める基準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準。

1号認定	満3歳以上で教育を希望される子ども
2号認定	満3歳以上で保育を希望される子ども
3号認定	満3歳未満で保育を希望される子ども

現状の和歌山市公立幼稚園・私立幼稚園保育料

- 公立幼稚園・私立幼稚園では保育料が異なる。
(私立幼稚園の保育料は、各園で独自に設定。公立幼稚園は月額6,300円)
- 私立幼稚園の保育料は一律で定められているものがあるが、国からの「就園奨励費」という補助金があり、利用者の市民税所得割課税額によって補助金が出ている。
- 公立幼稚園でも生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯に対して「就園奨励費」が出ている。
⇒つまり実質的には幼稚園の保育料も応能負担となっている。

階 層 区 分	私立幼稚園 和歌山市の現行の保育料 (平均保育料221,000円)		公立幼稚園 (保育料75,600円)	
	補助限度額 (年額)	保育料 (月額)	補助限度額 (年額)	保育料 (月額)
① 生活保護を受けている世帯	221,000円	0円	20,000円	0円
② 市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)	143,000円	6,500円	20,000円	4,634円
③ 市民税所得割課税額(77,100円以下)	82,700円	11,525円	—	6,300円
④ 市民税所得割課税額(211,200円以下)	44,700円	14,692円	—	6,300円
⑤ 市民税所得割課税額(250,000円以下) 上記以外	10,800円	17,517円	—	6,300円
	0円	18,417円	—	6,300円

現状の和歌山市公立保育所・私立保育所保育料

- 保育所保育料は公立・私立を問わず、同額。
利用者の所得税額に基づき保育料が決定（応能負担）。

階層区分	年度初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額(月額)	
	定	義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
B1	B階層の世帯であって母子、父子世帯または在宅障害児(者)のいる世帯		0	0
B	市町村民税非課税世帯		4,500	3,000
C1	A階層及びD1～D10階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯		9,600	7,100
C2	C2階層の世帯であって母子、父子世帯または在宅障害児(者)のいる世帯		10,700	7,700
C3	均等割の額のみ(所得割のない世帯)		11,600	8,900
C4	C4階層の世帯であって母子、父子世帯または在宅障害児(者)のいる世帯		13,600	10,500
D1	所得割課税世帯		18,000	14,300
D2	5,000円未満		21,000	15,600
D3	5,000円以上 9,000円未満		24,900	18,900
D4	9,000円以上 20,000円未満		30,000	22,100
D5	20,000円以上 40,000円未満		35,600	23,600
D6	40,000円以上 60,000円未満		40,900	24,200
D7	60,000円以上 75,000円未満		44,500	26,100
D8	75,000円以上 103,000円未満		54,900	29,100
D9	103,000円以上 413,000円未満		64,000	32,100
D10	413,000円以上 734,000円未満		74,000	35,100
	734,000円以上			

国が示す新制度の利用者負担（月額）

- 新制度に移行する施設（施設型給付対象施設）となった場合、市町村の定める保育料を適用することとなる。※施設によって保育料に差が出ない。
- 1号認定子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮。
- 2・3号認定子どもについては、現行の保育所運営費による保育料を設定を考慮。

階層区分 (1号認定)	新制度における利用者負担 (平均保育料308,000円)	
	保育料（月額）	
① 生活保護を受けている世帯	0円	
② 市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税)	9,100円	
③ 市民税所得割課税額 (77,100円以下)	16,100円	
④ 市民税所得割課税額 (211,200円以下)	20,500円	
⑤ 市民税所得割課税額 (250,000円以下)	25,700円	

※ただし、給付単価を限度とする。

階層区分	利用者負担			
	3歳未満児(3号認定)		3歳以上児(2号認定)	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
① 生活保護世帯	0	0	0	0
② 市町村民税非課税世帯	9,000	9,000	6,000	6,000
③ 市町村民税課税世帯 (所得税非課税世帯)	19,500	19,300	16,500	16,300
④ 所得割課税額 97,000円未満	30,000	29,600	27,000	26,600
⑤ 所得割課税額 169,000円未満	44,500	43,900	41,500	40,900
⑥ 所得割課税額 301,000円未満	61,000	60,100	58,000	57,100
⑦ 所得割課税額 397,000円未満	80,000	78,800	77,000	75,800
⑧ 所得割課税額 397,000円以上	104,000	102,400	101,000	99,400

※ただし、給付単価を限度とする。

5月
初年度

1号認定子どもに係る国の利用者負担額と和歌山市の保育料

- 国では、全国の幼稚園平均保育料（308,000円）を就園奨励費の限度額と設定し、各階層別に保育料を算定。
- 和歌山市では、市内私立幼稚園平均保育料（221,000円）を就園奨励費の限度額と設定し、階層別に保育料を算定。
- 公立幼稚園では、第2階層まで20,000円の就園奨励費が適用されている。
- 和歌山市の現行の保育料は、新制度における国の定める保育料よりも低い。

階層区分	国の新制度	
	新制度における利用者負担 (平均保育料308,000円)	利用者負担額 (月額)
① 生活保護を受けている世帯	308,000円	0円
② 市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	199,200円	9,100円
③ 市民税所得割課税額 (77,100円以下)	115,200円	16,100円
④ 市民税所得割課税額 (211,200円以下)	62,200円	20,500円
⑤ 市民税所得割課税額 (250,000円以下)	0円	25,700円
上記以外		

【現行】和歌山市			
和歌山市の現行の保育料（私立） (平均保育料221,000円)		和歌山市の現行の保育料（公立） (保育料75,600円)	
補助限度額 (月額)	保育料 (月額)	補助限度額 (月額)	保育料 (月額)
221,000円	0円	20,000円	0円
143,000円	6,500円	20,000円	4,634円
82,700円	11,525円	—	6,300円
44,700円	14,692円	—	6,300円
10,800円	17,517円	—	6,300円
0円	18,417円	—	6,300円

2・3号認定子どもに係る国の利用者負担額と和歌山市の保育料

- 和歌山市では国基準より階層を細分化し、低い保育料を設定している。
- 現行の和歌山市保育料の時間設定は一律。今後保育短時間の料金設定が必要。

国の新制度

階層区分	利用者負担			
	3歳未満児		3歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0	0	0	0
②市町村民税非課税世帯	9,000	9,000	6,000	6,000
③市町村民税課税世帯(所得税非課税世帯)	19,500	19,300	16,500	16,300
④所得割課税額97,000円未満	30,000	29,600	27,000	26,600
⑤所得割課税額169,000円未満	44,500	43,900	41,500	40,900
⑥所得割課税額301,000円未満	61,000	60,100	58,000	57,100
⑦所得割課税額397,000円未満	80,000	78,800	77,000	75,800
⑧所得割課税額397,000円以上	104,000	102,400	101,000	99,400

【現行】和歌山市

階層区分	年度初日の入所児童の属する世帯の階層区分	徴収金額(月額)	
		3歳未満児の場合(3号認定)	3歳以上児の場合(2号認定)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B1	B階層の世帯であって母子、父子世帯または在宅障害児(者)のいる世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	4,500	3,000
C1	A階層及びD1～D10階層を除き、新年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,600	7,100
C2	均等割の額のみ(所得割のない世帯)	10,700	7,700
C3	C4階層の世帯であって母子、父子世帯または在宅障害児(者)のいる世帯	11,600	8,900
C4	所得割課税世帯	13,600	10,500
D1	5,000円未満	18,000	14,300
D2	5,000円以上 9,000円未満	21,000	15,600
D3	9,000円以上 20,000円未満	24,900	18,900
D4	20,000円以上 40,000円未満	30,000	22,100
D5	40,000円以上 60,000円未満	35,600	23,600
D6	60,000円以上 75,000円未満	40,900	24,200
D7	75,000円以上 103,000円未満	44,500	26,100
D8	103,000円以上 413,000円未満	54,900	29,100
D9	413,000円以上 734,000円未満	64,000	32,100
D10	734,000円以上	74,000	35,100

和歌山市の新制度利用者負担（保育料）設定に向けた課題

●施設型給付を受けない幼稚園への就園奨励費限度額について

国の示す就園奨励費限度額（308,000円）と和歌山市の限度額（221,000円）が大きく異なっている。新制度移行後以降も現状のままとするか、国の基準に引き上げるか。

国の示す限度額（308,000円）に引き上げる方向性で検討。
多子世帯の保護者負担については、国の基準どおり、2子＝1／2、3子＝免除を適用する。

●施設型給付を受ける私立幼稚園の保育料について

国が示す新制度上の利用者負担額（保育料）は、これまでの就園奨励費（308,000円）を適応し設定されている。和歌山市においては、新制度に移行後も引き続き現状のままとするか、国の基準に引き上げるか。

国の示す利用者負担額よりも低い割合で設定する方向性で検討。
（現在の保育所の保育料の徴収割合は国基準の約75%となっている。保育所との公平性も踏まえ検討。）

和歌山市の新制度利用者負担（保育料）設定に向けた課題

●公立幼稚園の保育料について

現行では、私立幼稚園・公立幼稚園の保育料が大幅に異なっている状況。新制度上、同じ教育標準時間（1号認定）という扱いになるが、保育料の差はこのまま継続するか否か。

平成27年度は従来どおりの額とし、今後応能負担を念頭に公私のバランスを考
えて検討。

- 生活保護世帯 無料
- 市民税非課税世帯 4,600円
- 6,300円（現保育料）×12月＝75,600円
- 75,600円－20,000円（就園奨励費補助）＝55,600円
- 55,600円÷12月＝4,633円≒4,600円
- それ以外 従来どおり6,300円

4/27（月）の資料 9/6

●2号認定・3号認定の保育料について

国の示す利用者負担額（保育料）に揃えるか、現状のままとするか。また、保育短時間認定の金額設定をどうするか。（国は保育標準時間認定の▲1.7%）

現行どおりの保育料とする方向で検討（将来的には、低所得階層の見直しも必要）。保育標準時間を現行の額とし、保育短時間については標準時間とのバランスを考慮し、今後別途定める。

和歌山市の新制度利用者負担（保育料）設定に向けた課題

- 第2階層（市町村民税非課税世帯）における1・2号認定間の矛盾について
第2階層の保育料では、1号認定は私立6,500円、公立4,634円となっているが、2号認定では3,000円となっており、教育標準時間認定（4時間利用）の金額が保育時間認定（8時間利用）の金額よりも上回っている。

今後、当該矛盾の解消に向けて、国の制度の活用も含め検討していく。